

会議の名称	平成26年度第1回東村山市情報公開運営審議会				
開催日時	平成26年7月2日(水)午後6時30分～午後8時15分				
開催場所	東村山市役所北庁舎1階 第2会議室				
出席者及び欠席者	<p>●出席者： (委員) 佐藤佳弘会長・臼井雅子委員・嶋田節男委員・中川勝委員・古瀬礼子委員・松原きみ子委員 (市事務局) 渡部市長・當間総務部長・清遠総務部次長・瀬川総務課長・湯浅情報公開係長・須藤情報公開係主事</p> <p>●欠席者：森聡委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由		傍聴者数	0名
会議次第	1 市長挨拶、会長選出 2 情報公開制度(平成26年1月から5月分)の運用状況報告 3 「附属機関等の会議の公開に関する指針」の平成25年度運用状況報告 4 「指定管理者選定情報の市ホームページでの公表に関する指針」の実施状況				
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公開係 担当者名 湯浅・須藤 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227				
会 議 経 過					
<p>(1) 市長挨拶</p> <p>改めましてみなさんこんばんは。本日は公私とも大変ご多用のところ、平成26年度第1回東村山市情報公開運営審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。過日、郵送という形で委員の委嘱をさせていただきました。今後、東村山市の情報公開制度の適正な運用のために、委員各位にはご指導ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>東村山市では今年の4月1日に「みんなで進めるまちづくり基本条例」を制定いたしました。これは最近色々な自治体で制定されている「自治基本条例」や「まちづくり基本条例」と言われているまちの基本となる条例です。分権時代を迎え、これから市民の皆様そして議会と行政が、自分達のまちを自分達でよくしていこうという思いを共有しながら、それぞれの責任・役割に応じて協力し合いながらよいまちをつくっていくための理念やルールを定めさせていただきました。その中で基本原則を3つ掲げさせていただきます。それは情報共有、市民参加、そして協働です。</p> <p>まず自分達のまちは自分達でよくすると言いましても、行政が保有している情報を市民の皆様と共有していかないことには何事も始まりませんので、市としてお出しできる情報については極力公開いたします。また今回制定した条例には、市が保有する情報は市民の皆様のものであるということを明記し、さらに共有する姿勢を明確にさせていただきました。市報に関しては今年の4月からカラー化や文字を大きくし、市民の皆様には知っていただかなければならない情報ができるだけ見やすい形となるよう紙面構成を変更しました。逆に見辛くなったというご意見も一部ありこれからも工夫がいると思っています。</p>					

個人情報についてはしっかりと管理をしながら、公の情報は積極的に公表し共有する姿勢でこれからも臨んでいきたいと考えています。その中で情報公開制度は非常に重要な柱となっています。情報公開制度が適正に運用されているかどうか、委員の皆様にご指導ご協力をいただきながら、より市民の皆さんとの情報共有が進むように我々もこれから努力をしていきたいと考えていますので、引き続き委員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

～市長退席。事務局自己紹介～

○清遠総務部次長

こんばんは。4月に2年間務めていた資源循環部次長から総務部次長になりました。以前も総務部次長でしたので出戻りになりますが、この審議会には23年度まで次長職は出席していないので今回が初めての出席です。これまでの会議録や資料も拝見させていただきましたが、かなりシビアに言及されていますので本日はかなり緊張しています。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○須藤情報公開係主事

こんばんは。今年度から東村山市役所に入りました須藤と申します。よろしくお願い申し上げます。

～会長選出・会長職務代理の指名～

○瀬川総務課長

会長の選任をどのように進めるかご意見があればお願いします。ご推薦等あればお伺いしたいのですが。

○嶋田委員

佐藤さんに会長をお願いできれば。

○瀬川総務課長

佐藤委員というお話がありました。

○佐藤委員

わかりました。お受けいたします。

○瀬川総務課長

続いて会長職務代理の選任ということなのですが、基本的には会長にご指名していただいています。

○佐藤会長

では嶋田さんをお願いしたいと思います。

○嶋田委員

わかりました。頑張ります。

(2) 情報公開制度の運用状況報告（平成26年1月～平成26年5月分）

配布資料「東村山市情報公開制度運用状況（平成26年1月～平成26年5月分）」より、当該期間の情報公開請求の状況を事務局から報告する。

○湯浅情報公開係長

では、情報公開制度運用状況の資料から「情報公開請求件数」をご覧ください。平成26年1月から5月の累計です。「出された請求書の枚数」である「請求数」は8件と例年よりだいぶ少ないです。そのうち、市民の方からの請求である義務的請

求が4件、市外の方からの任意的申出が4件です。1枚の請求書で複数の課にわたる請求はなかったので、所管課別でカウントした請求件数も同じく8件です。決定の内訳は、全部公開37.5%（3件）、部分公開50.0%（4件）、書類は存在しますが公開できないという非公開と、文書不存在による非公開、存否応答拒否決定が0%（0件）、取下げが12.5%（1件）です。

昨年同時期（25年1月から5月）は、所管課別でカウントした請求件数が29件と3倍以上ありました。ただこの多さは、民間保険会社から「市がかけている損害保険契約証券の写し」の請求が2件あったことが影響しています。損害保険は多くの課で加入しているので、1枚の請求書で所管課が約10課にわたるからです。また、昨年の3月議会で平成26年度の当初予算案が審議されたのですが、秋水園リサイクルセンターの建設事業費がこの予算案に計上されていました。その影響か、昨年の3～4月にリサイクルセンター建設に関する公開請求が6件あったことも数に影響しています。年間で見ると情報公開請求件数はここ3年は少ない状況です。

1枚めくって「所管別内訳」をご覧ください。企画政策課、人事課、市民課、防災安全課、地域福祉推進課、高齢介護課、都市計画課、みどり環境課にそれぞれ1件ずつ出されています。

次に情報公開請求の状況をご説明いたします。全公開のもの、部分公開であっても非公開部分が「法人の代表者印影」だけのものは説明を省略します。

まず最初の請求が自治基本条例策定に係る文書の請求です。公開対象の書類が多いので5ページにわたっていますが、No. 37です。この請求には問題がありまして、請求者は市内に住所を置く任意団体なのですが、部分公開決定後に連絡しても公開書類を取りに来ない状況です。この請求者は25年12月から26年1月にかけて5回の公開請求をしていて、最初の4回は取りにみえませんでした。2月5日に最後のこのNo. 37の書類を取りに来ると連絡があったのですが、当日連絡のないままお見えにならず、その後は連絡しても返事がないまま半年が経過しています。このようなケースは2、3年に一度くらいありまして（事務局注：平成15年度以降に本件も含めて5件あり）、所管課の決定までの労力は無駄になりますし、写しを作ったコピー代も支払ってもらえませんが非常に市としては腹立たしいですし、制度を有効に使っていただけないことがわかりたいと思います。今後も何度かご連絡し、1年を経過しても取りにくるという意思表示がないときは、「いついつまでにご連絡がない場合は、請求を取下げるとのご意思だと判断させていただきます」という書類を書留で送ることを考えています。

このような問題はありますが、公開決定は通常どおりしていますのでその説明を申し上げます。

市は自治基本条例策定にあたり、多くの市民の皆様に参加していただいて意見を積み重ねるために、いろいろな会議や集まりを開催しました。そのなかのひとつ「自治基本条例市民参画推進審議会」は平成22年4月1日に設置されました。市長からの諮問に応じて、自治基本条例は東村山市に必要かどうか、自治基本条例に関する意見を積み重ねるために市民参画や協働をどう進めるかなどについて審議し、市長へ答申を出しています。市民と学識経験者による10名の委員で構成されていて、情報公開運営審議会と同じく、委員名簿や会議録を市のHPで公開しています。

この会議の設立時から公開請求日までのお金の支出に関する書類として、「公開した書類名」欄の1から27までを公開しました。市がお金を支出する際は、所管課が「支出負担行為伺兼決議書」と「支出命令書」という二つの書類を作り、会計課へ提出する必要があります。1から27はこの二つの書類とその添付資料を公開したものです。支出の内訳は、委員報酬、消耗品費、通信運搬費です。

委員報酬とは、会議に出席した委員に1回1万円程度のお金をお支払いするもので、報酬金額は「非常勤特別職職員の報酬等に関する条例」で決められています。消耗品費は封筒や文房具などの費用です。通信運搬費は主に郵送料のことで、委員報酬の支出命令書の添付資料に「複数相手方内訳書」と「内訳表」という書類があるのですが、これは誰のどこの口座にいくら支払うのかを書くものです。各委員の自宅住所、生年月日、郵便番号、口座情報（金融機関名、支店名、普通・当座の別、口座番号）の記載がありましたので、この部分は情報公開条例第6条第2号個人情報に該当し非公開にしました。「口座の名義」は委員氏名ですので、公開しています。

また、請求内容の二つ目、25月9日以降の会議の活動に関する書類としては、「公開した文書名」欄の28から31を公開しました。28、29は25年度第3回、第4回の審議会開催の報告書で、会議録と会議資料がついています。30も会議録のついた第5回の報告書ですが、この回は各委員の日程調整がつかなかったため、会長の了解を得て、企画政策課職員が各委員宅へ出向いて個別に意見をうかがい集約するという形で実施した会議であると報告書に書いてありました。31は審議会から答申を受領したという報告書です。28から31のいずれも非公開にした部分はありません。

次にNo. 3をご覧ください。多摩湖町2丁目で民間事業者が宅地開発を計画しています。その事業者から市に提出された造成計画の平面図と断面図の請求です。都市計画課に連絡したところ、請求対象の図面は、事業者が開いた近隣住民への説明会で、参加者や住民に配布されたものだということでした。請求者もその図面を持っているのですが、市に提出された大きなサイズの図面を縮小コピーしたもので小さくて見づらいので、市にある大きな図面がほしいということで請求されたそうです。すでに事業者から不特定多数の人に配布されている図面のため、都市計画課から情報提供して取下げになりました。

また、不服申立てについては新たに提出されたものはありません。運用状況の報告は以上です。

○佐藤会長

それでは質問及びご意見はございませんか。

○嶋田委員

請求者が公開文書を取りに来ない場合に、条例又は規則の中に取下げや受け取り期日に関する規定は入っていないのですか。

○湯浅情報公開係長

情報公開条例と規則にそういった規定は入っていません。以前に何年も取りに来なかったケースがあり、請求時から2～3年経過したので公開のために用意した文書を処分しても良いかと法務課に相談しました。法務課からは、請求者の取下げするという意思確認ができていない状態で一方的に処分することはできないので、少なくとも5年は保存するように言われました。

○嶋田委員

ルール不足であれば、今後のためにルールを決めた方がよいと思います。それから「行政側ではきちんと公開決定したが請求者が取りに来ない」ということを記録として残すことが必要だと思います。

○湯浅情報公開係長

これまでは、取りに来ない事例があることを記録に残してはいませんでした。

○中川委員

公開文書を準備する費用もかかっているのですよね。

○湯浅情報公開係長

人件費やコピー代がかかっています。

○中川委員

公開手数料や写しの作成費用は請求者が支払わなければいけないですから、市が請求者に対して債権を持っている状態だと思います。市としてはしっかりと公開しなければいけないが、同時に請求者も、請求した以上義務を果たしてもらわなければいけないと思います。

○佐藤会長

No. 37の公開費用はいくらになるのですか。

○湯浅情報公開係長

公開手数料と写しの作成費用を合わせて5,260円です。

○佐藤会長

市の職員は税金や給食費等の債権回収に行くことがありますよね。情報公開の費用未支払いについては債権回収のルートにはのせられていないのですか。

○湯浅情報公開係長

のっていません。

○松原委員

情報公開条例を制定した際に取りに来ないケースは想定していませんでしたが、今後も同様のケースはあるかと思っています。モラルというか、自分の権利を主張したのだから義務も果たすべきだと思いますし、手数料を踏み倒していることになるので、取りに来ない場合の処理方法についてルールを決めた方がいいと思います。

○湯浅情報公開係長

公開する文書の写しは情報公開係ではなく、その文書を保有している所管課が用意します。請求があったのに取りに来ないことがあると所管課の情報公開に対する士気が下がってしまいますし、情報公開係としても所管課に指導を行いつらくなってしまうのが困るところです。

○松原委員

情報公開が進み、所管の皆さんも情報を提供してくださるようになってきたなかで、取りに来ないのはよくないですね。

○湯浅情報公開係長

取りに来ないケースについて、未支払いの費用の取り扱いも含めた事務処理ルールを市のなかで協議しながら作ればと思います。

○佐藤会長

情報公開手数料等の債権回収方法に限ってルールを作るのではなく、すでに市で行われている他の債権の回収方法と合うように考えるといいと思います。また、請求したのに取りに来ないケースについて、担当者が記憶しているだけでなく、しっかりと記録に残していただきたいと思います。

○當間総務部長

債権に関してですが、税金は差し押さえに始まって強制徴収が可能な制度になっています。情報公開の手数料は税金とは全く別物で、地方自治法に基づく手数料です。市の処理として、「公開決定はしているが請求者が取りに来ないのでまだ文書を見せていない、写しを渡していない」という状態だと、債権として発生しているのかどうか問題があります。仮に債権として発生しているという認定に立った場合には、手数料なので地方自治法に基づいて5年間の時効があるので、その期間に相手に支払いを求めていかなければならない。そもそも債権として認められるのかどうかが一番大きな問題となります。

情報公開手数料を無料としている自治体では、公文書を大量に請求したにも関わ

らず取りに来ない、いわゆる嫌がらせ目的の請求が行われることがあります。当市で情報公開条例を作る際にこういった請求の可能性も考えましたが、手数料をいただくので嫌がらせ目的の請求は極めて少ないと判断しました。手数料を設定している東京都など他の自治体においても、取りに来ない場合の対処についての条文は定められていません。先ほど述べたように、債権の発生はいつになるのかが非常に微妙な点であり、公文書の写しの交付であれば請求者に文書が渡って初めて、写しの交付をしたことになるからです。

なお、場合によっては法的には損害賠償請求になる可能性があると思います。つまり、これだけやったのにあなた（請求者）が取りに来ないので市は余分な経費を使ってしまった、だから同額の損害賠償請求をするという組み立てです。ただしこれは法律上認められた債権ではないので、税金と違って市側が賠償額を確定させることができません。相手側が了承すれば民法上合意となるので確定できるのですが、その合意がない場合には訴訟を起こさないといけなくなります。訴訟には費用がかかることを考えるとかなり厳しい。その辺のすべてを詳細に検討していかないと、一概に債権の整理はできないと考えております。

○臼井委員

受け取りに来ないケースを記録するやり方として、運用状況報告の表に請求者がいつ受け取りに来たのかを表記するのはどうでしょうか。

○湯浅情報公開係長

受け取りに来ているかどうか、もしくは取りに来ていないケースはどれかを運用状況報告に書くのは可能です。運用状況報告書は最終的にホームページに載せているので、市民の方も見るができます。

○臼井委員

公開請求をしたけれど取りに来ないというケースがあることを市民の方にも知ってもらった方が、今後こういった事例を多少は抑制できるのではないのでしょうか。

○中川委員

相手方に「損害賠償請求の対象として検討します」と通知を送れば多少の抑制にはなるかと思えます。

○臼井委員

公文書の公開決定をさせておきながら取りに来ないことが不法行為に当たり、損害賠償請求を行えるかどうかは難しい判断になると思います。内容証明で「受け取りに来られないと困ります」という通知を送ることはできますが。

○當間総務部長

仮に損害賠償請求権が発生するとしていつの時点で発生するかというと、5年間公開文書を保管しておいてその間に取りに来なかったときに発生すると考えると、今できるのは相手方に「取りに来てください」と連絡をすることだけの状態です。

○佐藤会長

法的な手続は現在のところ難しいと思います。したがって記録を残すことと、受け取りにこない場合には、催促をどのような手段で何回、いつまで行うかを定めておいて、あとは保存期間を明確にしておけば今後同じ事が起きたとしても対処できるのではないのでしょうか。

○湯浅情報公開係長

催促を何回行うか等については、「情報公開制度の手引」があるのでそこに明記すればよいと思います。

○松原委員

手数料などは公文書の写しができた時点で支払うのですか。

○湯浅情報公関係長

公文書の写しをお渡しした際に、その場でコピー代と手数料を支払っていただきます。郵送でお渡しする際は先に料金を送っていただき、届き次第公文書の写しをお送りします。振込ではありません。

○佐藤会長

ほかにありますか。

○嶋田委員

昨年と一昨年の情報公開請求の件数を調べてきました。今年は8件、昨年が14件、一昨年が14件です。それまでと比べると請求件数が減少していますが、これは審議会の会議録をはじめ情報公表を進めた市の努力により減少したのか、それとも請求する事案がなかったのか、情報公関係はどう見えていますか。

○湯浅情報公関係長

両方とも該当すると考えています。10年前には情報公開請求がないとお出ししていなかった文書の多くを、現在では情報コーナーで閲覧できるように置いたり市ホームページに掲載したりしています。情報公開請求をしなくても手に入る文書が多くなったことがひとつ。また、市を二分するような大きな問題事案がないことも挙げられます。他には、市議会議員の方の多くがブログやツイッター等で「今議会でこんなことが取り上げられています」といった市政情報を発信するようになったので、そこからも情報を得られる。市民の方が情報を得るための手段が増えたことも理由の一つではないかと考えています。

○嶋田委員

情報公開の環境も変化しているということですね。

○佐藤会長

それでは運用状況報告についての議事はここまでとします。報告に移らせていただきます。

(3) 報告

- ・「附属機関等の会議の公開に関する指針」の平成25年度運用状況報告

○湯浅情報公関係長

平成21年6月にこの指針ができてから、毎年度の指針の実施状況をご報告しています。本日お配りした「会議の公開指針のホームページでの実施状況(25年度)」という資料をご覧ください。

25年度は59の附属機関等の会議がありました。会議録や資料、委員名簿がホームページに掲載されているかを○×で表して、「指針実施度」としてA B C Dでランクづけしています。それから会議録の詳細度をランク付けしています。これは、以前にこの会議で「会議録を作るのはいいが、これからは内容のレベルアップも図ってほしい」というご意見があったため、23年度から始めたものです。

「指針実施度」の表をご覧ください。23年度からのランク付け結果をまとめています。25年度のところを見ていただくと、Aが会議録・会議資料・委員名簿の3点全てがホームページで公表されている会議で、50会議(昨年50)あります。Bは会議資料のみ掲載していない、これは資料が大量にある等の理由でホームページにはのせていませんが、「所管課窓口又は情報コーナーでご覧になれます」という記載がホームページにあるもので、これが4会議(昨年6)です。ここまでの54会議(全体の92%)を、指針に沿った運用であり合格ラインとしています。合格した会議の数は24年度とほぼ同じでした。

ここまではいいのですが、残念なのは24年度に引き続き、会議録の作成が非常に遅れていて、C2の評価となった会議が5つ出てしまったことです。4つが高齢介護課、1つが障害支援課の会議です。24年度のC2評価は高齢介護課の4会議だけだったので、1つ増えてしまいました。これについては後ほどご説明します。

次に「会議録の形式」の表をご覧ください。25年度のところを見ていただくと、Aの詳細な会議録が23とやや増えました。「作成中」の5会議も、A又はBランクの形式で会議録を作成中ですので、完成すればB以上が33会議となります。Cが簡素な形式のもので12会議、「特例」が非公開の会議ですが会の決定として会議録をHPに載せているところで2会議、個人情報扱う等により「会議録が非公開」のものが9会議、年度内に未開催が3会議、そして先ほどの会議録遅れが5会議という結果でした。会議録の詳細度についても、24年度とほぼ同じ結果でした。

では、会議録遅れの5会議についてですが、1枚目の「会議の公開指針のホームページでの実施状況(25年度)」の表にもどっていただいて、29番の会議をごらんください。障害支援課はこの「障害福祉に関する市単独事業再構築検討会」の最後の1回分(H26.2.5開催)が出来ていません。担当者に確認したところ、他の業務が立て込んでおり遅れてしまいました。8月中には必ずHPに掲載します、今後このようなことがないように進めますとのことでした。

21～25番が高齢介護課高齢福祉係が担当する会議です。22番は個人情報を扱うため会議録は非公開です。21と23～25番が遅れている会議です。21番の介護保険運営協議会のみ、1回分の会議録が完成してHPに載せています。この1回分は発言のやりとりを詳しく書いたA評価の会議録ですが、残りの回が未完成なので、右はじの「会議録の形式」は「作成中」としました。23番の地域包括支援センター運営協議会は2回、24番の地域密着型サービス運営協議会は3回、26番の高齢者在宅計画推進部会も3回開催していますが、いずれも会議録は作成中です。「会議資料」は先にHPに掲載していますが、会議録のみ未掲載の状態です。高齢介護課ですが、所管する事業の数が多くもともと残業の多い課です。担当する会議も5つと最も多く、それでも会議録は詳細につくっていますので、24年度から会議録が遅れ気味になりました。担当係長には何度も早めの作成をお願いしましたが、24年度末時点で開催した会議の半分、6回分の会議録が未完成となりました。その状態で25年度から新しい係長に変わったため、新任係長は年間11回開催する会議の準備をしながら、昨年度の会議録と今年度の会議録を作るという状態になってしまい、もちろん審議会以外の業務も担当していますので、終わらせることができなかつたというのが実情です。高齢福祉係は係長含めて3名しかいないので、会議録に手が回らない状態になってしまっています。

2年連続でかなりの遅れになっているので、総務課から担当部長と高齢介護課長に何度も改善を申し入れしました。その結果、高齢介護課では今年の6月半ばから臨時職員を1名雇用し、会議録作成にあたってもらっています。会議録作成だけではなく他の業務も繁忙期なため雇用したのですが、27年1月頃までこの臨時職員がおりますので、会議録の遅れは改善される見込みです。26年度は遅れなしで報告できるよう、引き続き各所管をフォローしていきます。以上です。

○佐藤会長

今の報告に対し何かご意見等がありますか。

○臼井委員

そもそも高齢介護課の正職員が不足しているのではないのでしょうか。臨時職員を雇用したということで今回の会議録の作成は終わるかもしれませんが、雇用期間が終われば元の体制に戻るの、再び作成が遅れるのではないのでしょうか。

○嶋田委員

経営目線で見たとときに重要なのは、会議録ができていないかどうかではなく、会議録作成が遅れたことが原因で、例えばその会議で取り上げられた問題へ対応するのが遅れてしまった、改善の機会を失ってしまったといったことが起こっていないかどうかだと思います。そこをだれが判定するのか。少なくとも管理職は、自分の部署でそういった状態になっていないか把握する必要があると思います。今後もこういった会議は増えて会議録作成の負担は重いと思いますが、経営陣はそこをどう対処する考えなのか。この会議録の作成状況の報告は管理職や経営陣には回っているのですか。

○湯浅情報公開係長

毎年、前年度の会議録作成・公表状況をまとめて市長まで報告書をあげますが、市長決裁のルートにいる管理職は限られるので、全ての管理職に回したことはありません。

○佐藤会長

情報公開運営審議会としては早く会議録を作成して公開していただきたいのですが、会議録の作成は大変な仕事だと思います。高齢介護課に集中しているということから、一回溜まってしまうと次々に溜まってしまう様子がよくわかります。会議録の作成は仕事とはいえ、そればかりを行っていると他の業務ができなくなります。多くの課でやっている会議録作成をどのようにしたら効率化できるのか、業務改善の方法を考える必要がありますね。

○臼井委員

手際よく会議録の作成を行えるノウハウを持っている課がないか発掘できればよいのですが。

○湯浅情報公開係長

会議録作成に長時間取られてしまうことは庁内でも問題になりました。そこで、電子機器で録音している音声を機械に読み込ませると自動的に文字起こす会議録ソフトのようなものがあるので、情報政策課の職員がいくつか試してみたのですが、会議録としてそのまま使用できる文章にはほど遠い結果でした。使用したのが数年前だったので現在では機械の性能が良くなっているのかもしれませんが、当時は使い物になりませんでした。

○中川委員

どのレベルの会議録を作成するのかは会議の内容によると思います。極端に言ったら結論のみを箇条書きで書くのであれば、すぐに書けますよね。会議録として必要なレベルを整理する必要があると思います。

○嶋田委員

決まった結論のみを書くよりも、むしろ今後の課題や議論を重ねた経過が書いてあることが重要だと思います。

○松原委員

自分で会議録を作った時は、決定事項はもちろん書きますが、決定に対する意見は賛否両論あるので主だった意見、決定までの経過、そして今後の課題を書きました。発言の全てまでは必要のない部分もあるのでそこは割愛していいと思います。

○湯浅情報公開係長

会議録を閲覧したい方は、市報やホームページに載っているもので結論は知っているけれどどういう経緯で決定したのか、反対意見はなかったのか、どういう議論をされたのかを見たくて来られます。したがって、最低限その部分は載せないといけないと思っています。

○佐藤会長

どのような会議録がよいものなのかは審議会のテーマではないので、市の宿題として考えていただくとして、次の審議に進めさせていただきます。他に報告はありますか。

- ・「指定管理者選定情報の市ホームページでの公表に関する指針」の実施状況

○湯浅情報公関係長

本日お配りした資料「指定管理者選定情報の市ホームページでの公表に関する指針」をご覧ください。平成25年3月の情報公開運営審議会で、「指定管理者選定情報の市ホームページでの公表に関する指針」を策定したことをご説明しました。少し前の話なのでもう一度説明させていただきますが、「指定管理者制度」とは、市が公共施設の管理運営を、民間の事業者や団体に任せることができる制度です。管理運営にあたる業者のことを「指定管理者」といい、指定管理者の決定には議会の議決が必要です。指定管理者は多くの場合、5年おきに公募等の方法で選定します。この選定過程において、市がどの情報をいつまでに公表し、公表期間はいつまでとするかをまとめたのがこの指針です。

なぜ指針を作成したかと申しますと、指定管理者の募集は各施設を所管するそれぞれの課で行うのですが、それまでの選定ではホームページに載せる情報が課によってまちまちで、載せている期間やいつまでに公表するかもばらばらでした。また、5年おきの選定ですと前任者が異動していることが多く、なかなか前回の知識が伝わっていかない面もあります。そこで、市民の皆様を選定に関する情報を広くお伝えするという目的もちろんありますが、市の職員にとっても一定のルールがあることで統一した適切な情報提供ができるようになるという目的で作成したものです。指針策定後に2回の指定管理者選定がありましたので、公表状況をご報告します。

指針策定後、平成25年度に「有料自転車等駐輪場」、26年度に「東村山駅西口公益施設（愛称はサンパルネ）」で指定管理者の選定がありました。いずれも選定開始前に、情報コーナーから所管課の担当者に連絡し、指針に沿ってHPでの公表が必要なこと、HPのひな形を作成してあるのでそれを使ってほしいことを説明しました。選定中は随時、公表状況をチェックしましたが、どちらの所管も指針通り、選定過程の情報を公表したことを確認しています。

現在の市ホームページには、指定管理者制度に関するページをまとめた目次ページがあります。「現在指定管理者を募集・選定中の施設」と「過去の指定管理者募集・選定の結果」というページ入口があり、それぞれの情報を見ることができます。「現在選定中」の方から「東村山駅西口公益施設」の指定管理者募集ページをひらくと、応募書類の配布、現地説明会に11社が参加したこと、参加を考える事業者から寄せられた質問への回答、最終的に2社の応募があったこと、選定委員会の構成や審査の評価項目、選定方法、第1次・第2次審査の結果、東京ドームグループが100.17点で1位、2位は名前を伏せてB社として86.83点であったことが載せられています。東京ドームグループを指定管理者とする議案は先の6月議会で議決されましたので、今後、10月1日から始まる指定管理期間の協定書を締結すると選定は終了します。

次に選定が終了したのですが、目次ページの「過去の指定管理者募集・選定の結果」から、25年度に選定が済んだ「有料自転車駐輪場」の募集結果ページを見られます。サンパルネと同様に応募書類の配布から、事業者からの質疑と回答、説

明会に6社が参加したこと、最終的な応募は1社で、選定委員会の審査で1,015点中798点で選定されたことを載せています。

前回指針ができたことをご報告した際には、皆様からいろいろご意見をいただきました。「応募が2社であってもすべての応募業者名を公表した方がよい。2位以下の業者の不利益にならないように、順位と得点は公表しないが、全応募業者名と1位になった業者名は公表してはどうか」「応募が何社であろうと、すべての業者名を順位や得点も含めて公表するのがよい」「3社以上の応募の場合でも、順位や各事業者の得点は公表する必要性を感じない」といったものです。7名の委員の中でもご意見がわかれたので、まずは市の指針に沿った方法で公表を始めさせていただきました。これまでに市民の皆様から、情報公表が不十分だといったご意見や、さらに詳しい情報を求める情報公開請求はありませんでした。公募に参加した事業者から、結果の公表に関する疑問やご意見もなかったです。

ただ、6月議会で1人の市議から、「サンパルネの選定で2位の事業者名をBとして伏せてありました。以前の指定管理者選定では事業者名は公表されていましたが、これはなぜですか。」という質問がありました。これに対して所管課は「2社しか応募していないので点数と順位を合わせて事業者名もだしてしまうと、落選した事業者が不利益をこうむるおそれがあるので名前はだしていません。応募事業者が多いときは事業者名を公表しています。」と回答したところ、市議から追加の質問はありませんでした。

「応募する事業者が不利益をこうむらないよう一定の配慮はしながら、できるだけ情報を公表していく」というこの指針のやり方で、しばらく続けていきたいと思えます。次は27年度にふれあいセンターや社会福祉センター等の指定管理者選定がありますので、引き続き指針通り公表できるよう所管課をフォローしていきます。

○佐藤会長

公募を開始する際に、選定委員会の委員の構成は公表するのですか。

○湯浅情報公関係長

はい、公表しています。

○佐藤会長

委員の個人名も公表するのですか。

○湯浅情報公関係長

個人名は公表せずに、「公募市民2名、市保健福祉部長、商工会」のように構成のみ公表します。個人名を公表すると賄賂を渡す等の圧力がかかるおそれがあるからです。

○嶋田委員

選定委員の要領には「選定委員になられた方は、自分が委員になったことを公表してはならない」といった文言は入っているのでしょうか。

○湯浅情報公関係長

入っていないと思います。

○嶋田委員

選定委員になられた方には、自分が委員になったということを選定前に口外しないようにしていただくというのでも検討してはどうかと思います。選定後の情報についても場合によっては守秘義務が生じることを理解してもらうことも必要だと思います。

○湯浅情報公関係長

市職員以外では指定管理施設の業務に関係する団体や施設の長が委員になられたり、公募市民が入ることが多いのですが、例えばその方がプライベートで「私は選

定委員になったんだ」とあまり口外していると、聞いた方が選定の公平性になんとなく不信感を持ってしまうというのはあるかと思います。そういった視点は私は持っていなかったのですが、おっしゃる通りだと思います。

○嶋田委員

訓練を受けている方は守秘義務について理解していると思いますが、一般市民に近づくほど守秘義務についての認識は薄れると思います。

○佐藤会長

委員委嘱のときに守秘義務について説明するとか、選定委員会の要領に明記するといいかもかもしれません。それから、評価項目や配点まで公表しているというのはかなり積極的だと思います。

報告事項は他にはありますか。

・未発表著作物を非公開にする際の理由について

○湯浅情報公関係長

著作物の非公開理由について、本日お配りした資料で「平成26年6月発行の運用状況報告書」と書かれているものをご覧ください。

前回の審議会で運用状況No.33の部分公開について、「個人の著作物を非公開決定する理由として、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開というのは違うのではないか」と佐藤委員からご意見をいただきました。その後、他自治体の判例や不服審査会の答申等を調べた結果、運用状況報告書の記載を資料のように変更しましたのでご報告します。

まず結論として、「条例第6条第1号の法令秘情報ではなく、第2号個人情報に該当し非公開」という市の考えは変わりませんでした。国（外務省）の行政機関情報公開法審査基準や他自治体の判例・答申は、この考え方にのっとっているものが多かったためです。ただ、その結論に至るまでの考え方については他自治体の事例を参考に考え直して記載を変更しました。

他自治体の答申等で共通していた考え方は、まず「個人もしくは法人の未発表著作物については、著作権法第18条第1項により公表権が作者にある。」というものです。「公表権」というのは、自分の著作物で、まだ公表されていないものを公表するかしないか、するとすれば、いつ、どのような方法で公表するかを決めることができる権利です。この権利が作者にあることはどこの答申でも共通しています。

もうひとつ、未発表の著作物を作者が自治体に提供した場合で、その著作物に情報公開請求があったときは、公開決定前に「公開に同意しない」と意思表示しない限り、作者は公開に同意したとみなす旨の規定が、著作権法第18条第3項第3号にあります。これはすなわち「作者から公開反対の意思表示があれば、公開に同意したとみなすことはできない」という意味なので、「同意なしに公開すると作者の持つ公表権を侵害してしまう。だから公開できない。」という考え方が共通していました。

そして、作者の公表権を侵害するので「法令秘情報」（＝法律や条例で公表してはならないと定められている情報）に該当して非公開としたところが2件（東京都、三重県いなべ市）、作者の公表権を侵害するので「個人情報又は法人情報」に該当して非公開としたところが5件（武蔵野市の東京高裁判例、香川県、新潟市、広島県、名古屋市。参考資料として外務省の情報公開法審査基準）でした。このほか、国の省庁に出された情報公開の不服申立ての答申を調べましたが、いずれも作者の公表権を侵害するので「個人情報又は法人情報」に該当して非公開という答申で

した。

当市としては、未発表著作物の公表権は著作権法に定められた著作者の権利であるため、著作者の同意なく公開すると著作者の公表権を侵害することから、著作者が個人であれば条例第6条第2号個人情報、法人であれば第3号法人情報に該当し非公開とする考え方が適当と考えた次第です。

この報告は佐藤委員には先にお送りして次のようなコメントをいただいています。「著作者人格権のひとつである公表権に基づいて判断する」というのは正しいと思いますが、「公表権を侵害するので個人情報に該当して非公開」という考え方は、一般にはわかりにくいのではないのでしょうか、それは当市の「情報公開制度の手引」の個人情報の定義や範囲が、法律上の個人情報とくいちがっているからではないか」という内容です。

「情報公開制度の手引」は昨年度から全体の見直しをしているところなので、個人情報の定義や範囲について今一度調べています。併せて、著作物に対する公開請求について対応方法と判断理由を整理し、手引に掲載したいと考えています。

○佐藤会長

個人情報の定義がおかしいと指摘したのは平成20年度版の情報公開制度の手引ですが、これ以降はでていないのですか。

○湯浅情報公関係長

20年度版を部分的に変更した21年度版のデータを庁内に流したことはあるのですが、本として作成したのは20年度版で最後になります。

○佐藤会長

個人情報の定義が誤っているので、20年度版手引に基づいて判断してしまうと解釈が異なってしまいます。著作物に対して公開請求が来たときの考え方を整理した方がいいと思いました。それから公表権に沿って判断するというのも少し考えた方がいいと思います。未発表の著作物はその通りですが、このケースの場合は職員向けの講演で使っていてすでに発表済みの著作物なので、そのところも上手く説明しなくてはならないと思います。ここで欠け落ちているのは複製権の考えです。今回の場合は公表権よりも複製権の方が優先されます。市の方は講演資料として著作物をもっているのですが、著作権を持っていないので当然複製権も持っていません。ですから情報公開請求者にそれを複製して渡すことはできません。複製権の考え方を入れるともっと明確になると思います。市の業務で使うといった使用目的や配る範囲に関わらず、複製権は著作権者が持っている権利なので第三者は複製できません。ただ、著作者に「こういう目的で複製させてください」と了承を得た場合には複製できます。

○嶋田委員

複製したものを市民へ渡す権利というのはどう考えればいいですか。

○佐藤会長

それは頒布権になります。

○嶋田委員

そうすると情報公開では著作物の複製権と頒布権が絡んできますね。

○湯浅情報公関係長

No. 33のケースでは「庁内の講演で使用するのに参加者（市職員）に配る、あとは市が保管することは構わないが、それ以外のところに出すのはお断りします」というのが著作者の意思でした。

○佐藤会長

著作者の意思が優先されますから、その通りやっただけであればいいと思います。

○臼井委員

ただ、合理的に行おうとしたら条例を整理する必要があると思います。厳密に検討したうえで必要があれば情報公開制度の一部改正を提案された方がいいかもしれません。

○佐藤会長

著作物に対する請求に今後どのように対応していくのかガイドラインや手引を作られた方がいいですね。

○臼井委員

ガイドラインのみでは無理があるかと思います。

○湯浅情報公開係長

少しまとめるには時間がかかってしまうと思いますが、ある程度固まりましたらまた皆様に見ていただこうと思っています。

○佐藤会長

ほかに事務局から事務連絡などがありますか。

○瀬川総務課長

情報公開運営審議会の委員名簿に誤りがないか確認をお願いします。

～全員、間違いなしと回答～

○佐藤会長

他にご意見が無いようなので終了とさせていただきます。

以上